

国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則を次のとおり改正する。

| 現行 | 改正 | 備考 |
|---|--|----|
| <p>国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則 (平成 16 年 4 月 7 日 16 工経教規則第 1 号)</p> <p>本則 第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>(委員会) 第 8 条 学府及び学部、次の委員会を置く。 (1)～(9) (略) (10) 工学府・工学部<u>施設</u>整備委員会 (11)・(12) (略) 2 (略)</p> | <p>国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則 (平成 16 年 4 月 7 日 16 工経教規則第 1 号)</p> <p>本則 第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>(委員会) 第 8 条 学府及び学部、次の委員会を置く。 (1)～(9) (略) (10) 工学府・工学部<u>キャンパス</u>整備委員会 (11)・(12) (略) 2 (略)</p> | |

附 則 (24 工規則第 2 号)

この規則は、平成 24 年 6 月 25 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。